

重要事項説明書

社会福祉法人 城南会
ショートステイしらさぎ

短期入所生活介護重要事項説明書

＜ 令和6年 4月 1日 現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-791-2528 (9時～17時まで)

担当 山崎 里奈 (生活相談員)

* ご不明な点は、おたずねください。

2 短期入所生活介護事業所しらすぎの概要

(1) 提供できるサービスの種類

短期入所介護サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	短期入所生活介護事業所
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区南下新井 1538 - 7
介護保険指定番号	1176509634

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計	
管理者	1名		サービス管理全般	1名	
医師	名	1名	診療、健康管理等	1名	
生活相談員	1名	名	生活上の相談等	1名	
機能訓練指導員	1名	名	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名	
管理栄養士	1名	名	栄養管理等	1名	
事務職員	3名	2名	一般事務・料金請求等	5名	
看護介護職員	看護職員(特養を含む)	4名	医療、健康管理業務等 日常介護業務等	4名	
	介護福祉士	3名		3名	
	初任者研修修了者	2名		2名	4名
	その他	名		名	名

〈主な職員の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者(施設長)	日勤：8：30～17：30
2. 医師(非常勤)	第2・第4火曜日 13：30～14：30
3. 生活相談員	日勤：8：30～17：30
4. 機能訓練指導員	日中：8：30～17：30
5. 管理栄養士	日中：8：30～17：30
6. 事務職員	日中：8：30～17：30
7. 介護職員	早番：7：00～16：00 日勤：8：30～17：30 遅番：10：00～19：00 夜勤：17：00～10：00
8. 看護職員	早番：7：00～16：00 日勤：9：00～18：00 遅番：10：00～19：00

(4) 施設の設備の概要

定員	10名	ユニット数	1ユニット
居室(ユニット型個室)	10室	リビング	1カ所
医務室	1カ所	地域交流スペース	1カ所
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります		

3 事業の目的及び運営方針

① 目的

指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員及び看護職員、介護職員が要介護状態(要支援状態)にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)を提供することを目的とします。

② 運営方針

- 1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 2) 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 3) 要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- 4) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 サービス内容

- ①食 事… 朝食 7:30～
昼食 12:00～
夕食 18:00～

以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂にておとりいただきます。

- ②入 浴… 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供します。利用者の状態に応じ、入浴介助、特別浴または清拭となる場合があります。

- ③介 護… ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

着替え介助、排泄介助、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

職員配置の都合により、同性介護の希望に応えられない場合があります。

- ④機能訓練… 必要に応じ機能訓練を行います。

- ⑤送 迎… 送迎範囲はさいたま市とします。

- ⑥生活相談… 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦緊急時の対応… 利用者に容体の変化等があった場合は、必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

I. 緊急連絡先①へご連絡を入れさせて頂く。不在の時は緊急連絡先②へ連絡を入れる。

II. ご連絡が着いた方へ状態や状況の報告をさせて頂きます。

III. 必要に応じてご家族様より主治医へ報告を入れて頂き、医師からの指示を仰いで下さい。

IV. 病院受診される場合はご家族様対応で受診に行ってください。

V. 救急搬送になる場合は希望の病院を確認させて頂き、救急隊へお伝えします。

但し、希望通りに受け入れができない場合もあるので、その際は救急隊の判断に任せる。

搬送先の病院が決まりましたら、ご家族様に連絡を入れさせて頂きますので、病院へ駆けつけて頂きます。

⑧安全管理… 防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています

5 当施設のサービスの特徴

テレビを各お部屋に設置、お部屋からは自然にあふれた風景が楽しめ、昼食は共同スペースにて2品より選択いただけるセレクト食を提供しております。季節に応じた行事や、体操、レクリエーションなど余暇活動も積極的に行っております。

6 利用料金

① 基本料金 (1日あたり)

[施設利用料等]

	ユニット型個室 (1割負担)	ユニット型個室 (2割負担)	ユニット型個室 (3割負担)
要支援1	573円	1,146円	1,719円
要支援2	710円	1,421円	2,131円
要介護1	762円	1,525円	2,287円
要介護2	836円	1,672円	2,508円
要介護3	917円	1,835円	2,752円
要介護4	994円	1,988円	2,983円
要介護5	1,069円	2,138円	3,207円

[加算料金]

口腔連携強化加算	1月につき54円	送迎加算	1回につき200円
療養食加算	1回につき9円	若年性認知症利用者受入加算	1日につき130円
看護体制加算(I)	1日につき4円	緊急短期入所受入加算	1日につき97円
看護体制加算(II)	1日につき9円	看取り連携体制加算	1日につき69円
看護体制加算(III)イ	1日につき13円	サービス提供体制強化加算(I)	1日につき24円
看護体制加算(IV)イ	1日につき25円	在宅中重度受入加算(1)	1日につき456円
認知症専門ケア加算(I)	1日につき3円	在宅中重度受入加算(2)	1日につき452円
認知症専門ケア加算(II)	1日につき4円	在宅中重度受入加算(3)	1日につき448円
生産性向上推進体制加算(I)	1月につき108円	在宅中重度受入加算(4)	1日につき461円
生産性向上推進体制加算(II)	1月につき111円	介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の14% 令和6年6月～
夜勤職員配置加算(IV)	1日につき22円	医療連携強化加算	1日につき63円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき217円		

摘要時料金発生します。

② 居住費・食費

		1日あたりの自己負担額
居住費	ユニット個室	2,100円
食費	朝食	426円
	昼食	633円
	夕食	529円

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は認定証に記載された金額が上限となります。

③ その他の料金

- 日常生活費(ティッシュ、入れ歯洗浄剤、入浴用タオル類のリース料等)として1日 306円がかかります。料金は変更する場合があります。【 希望する ・ 希望しない 】
※希望されない場合はご家族様でご用意してください。
- 持ち込みの電化製品(電気毛布、パソコン、ラジカセ等)の電気代として、1日 31円がかかります。料金は変更する場合があります。
- 当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途(¥2,500円)がかかります。
- 教養娯楽費(レクリエーション、行事、外食、クラブ活動等)として実費をご負担いただきます。

④ キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日17時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料(10割)の50%

⑤ 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合(居宅サービス計画の作成を依頼している場合は事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。)
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

⑥ 支払方法

毎月、10日以降に前月分の請求をいたしますので、請求のあった日の月末にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、原則、ゆうちょ銀行からの口座引き落としとします。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

まずは、担当の介護支援専門員にお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、3カ月前からできます。

(2) サービス利用契約の終了

- ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合
実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

- ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

- ③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを支払い期限までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。（別紙：ショートステイの円滑な業務の妨げる行為）
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。
なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。
- ・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは実費を請求します。

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- ① 規律ある生活を送るため、共同生活の秩序を保ちましょう。
- ② 火気の取り扱いには十分注意してください。
- ③ けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為は行わないようお願いします。
- ④ その他管理上必要な指示に従って利用してください。

8 非常災害対策

防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

9 第三者評価の実施

実施状況 無

10 事故発生時の対応

- ① 当事業所の介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- ③ 事業者もしくは施設の職員の故意または過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。
ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくは施設の職員の正当な業務上の指示に従わない場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。

1 1 身体拘束に関する事項

- ① 認知症等により、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがあります。
- ② 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を得ます。
- ③ その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 2 緊急時の対応方法

ご利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

利用者氏名 _____

緊急連絡先①	
氏名	
住所	〒 -
電話番号	
携帯電話	
続柄	
緊急連絡先②	
氏名	
住所	〒 -
電話番号	
携帯電話	
続柄	
主治医	
病院名	
診療科 医師名	科 先生
住所	〒 -
電話番号	

体調の急変時に搬送を希望される医療機関はありますか。

() 内、どちらかに○をつけて下さい。

(ある ・ ない) “ある” の場合は病院名を記入してください。

医療機関名 第1希望 _____

第2希望 _____

第3希望 _____

いずれの病院も手配ができない場合は、救急隊の判断に委ねます。

9 相談、要望、苦情等の窓口

短期入所に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆	
1 担当者等	
・ 苦情解決責任者	岸 眞利子
・ 苦情受付担当者	山崎 里奈
電話番号	048-791-2528
・ 第三者委員	
利根川 仁	電話番号 048-756-0762
滝沢 寧和	電話番号 048-522-1854
(受付時間	9:00 ~ 17:00)
2 市町村	さいたま市岩槻区高齢介護課 電話番号 048-790-0169
	さいたま市介護保険課 電話番号 048-829-1264
3 国民健康保険団体連合会	埼玉県国民健康保険団体連合会
電話番号	048-824-2568

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 (法人本部)

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区真福寺 1465

名称 社会福祉法人 城南会

理事長 大澤 孝至

印

説明者 ショートステイ しらさぎ

生活相談員

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

<保証人及び代理人(家族代表)> 住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 関係 _____

<代筆者> 住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 関係 _____

(別紙)

ショートステイの円滑な業務を妨げる行為

- ① 居宅訪問時に執拗に職員を拘束する。
- ② 故意に事業所へキャンセルの連絡をしない。
- ③ 長時間、または何度も事業所へ電話をかける。
- ④ 事業所へ来訪し長時間、または何度も職員へ相談を持ち掛ける。
- ⑤ 特定の職員に固執する。
- ⑥ 著しく常識を逸脱する言動をとる。
- ⑦ 度々送迎時に長時間職員を待たせる。
- ⑧ 職員が身の危険や不快に感じるほどの言動をとる。
- ⑨ 職員が酒酔いと判断できる状態で介護サービスを受けようとする。
- ⑩ 他の利用者、職員に対して政治、宗教活動を行う。
- ⑪ 連絡が取れない者が緊急連絡先や身元保証人となる。
- ⑫ 事業者の助言や相談の申し入れを理由なく拒否する。
- ⑬ 他の利用者に対して内服薬等の服用を勧める。
- ⑭ 施設の感染症対策への協力を拒否する。
- ⑮ 施設が必要と判断した受診に対しての協力を得られないとき
- ⑯ 他の入居者と比較して著しく過度なサービスの要求をしたとき
- ⑰ 職員が精神的苦痛を受けた時（威圧的態度等）
- ⑱ その他、施設管理者が円滑な業務を妨げていると判断したとき。